

令和8年度大洲市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務プロポーザル仕様書

1 業務名

令和8年度大洲市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

「大洲市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の未受診者に対して効果的かつ効率的な受診勧奨を実施することにより、受診率を向上させ、被保険者の健康寿命の延伸ひいては医療費の適正化を目指すことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、受診勧奨通知物の発送は、令和8年度の特定健康診査受診につながる時までに完了するものとする。

特定健康診査実施期間（予定）

集団健診：令和8年5月26日から令和8年12月7日

個別健診：令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 業務内容

- (1) 受診勧奨業務計画の作成
- (2) 受診勧奨業務の実施
- (3) 実績報告及び次年度に向けての受診勧奨方法の提案

5 受診勧奨業務計画の作成

- (1) 受注者は、発注者が支給するデータ等を分析し、本業務を効果的かつ効率的に実施するための計画を作成すること。
- (2) 受注者は、作成した計画について、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、受注者と発注者が行う事務について具体的な手順や時期などの詳細を記載すること。

6 受診勧奨業務の実施

(1) データ分析

ア 受注者は、受診勧奨業務計画に基づき、発注者が提供するデータを用いて、効果的かつ効率的な受診勧奨を行うための分析を行い、受診勧奨対象

者の選定を行うこと。

イ 健診対象者毎の健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定すること。また、受領データを独自に開発した人工知能を用いて分析したうえで、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類すること。

(2) 提供可能なデータ

発注者が提供可能なデータは別表のとおりとする。

(3) データの提供方法

データの提供に当たっては、原則として、LGWANを通じて提供するものとする。その他の方法により受け渡しを希望する場合は、事前に発注者と協議の上、セキュリティ上の安全性が確保される方法をとること。

(4) 勧奨方法

通知物の送付および電話による勧奨を基本とするが、より効果的かつ効率的な実施が期待できる方法があれば、発注者の承認を得たうえで別の方も実施することができる。

(5) 通知物の送付による勧奨

ア 発送時期・件数等の決定にあたっては、事前に発注者と協議すること。

イ 通知物（受診勧奨用資材）は、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なデザインおよびメッセージとし、特定健診の必要性や意義が伝わる内容とすること。

ウ 医療機関において特定健診と同等の検査を受けている者（レセプトはあるが、特定健診の受診歴がない者）に対しては、「みなし健診」の受診勧奨を行うこと。その際、診療情報提供票等も同封した封書になる可能性があること。詳細は発注者と協議すること。

エ イ・ウの通知内容について、事前に発注者の承認を得ること。発注者の要望による校正は最大3回とする。

オ 通知物及び宛先等の印刷、封入、封緘業務は受注者が実施すること。郵送料は受注者の負担とすること。

(6) 電話による勧奨

ア 業務フロー・応対スクリプト・基本的な問合せ応対内容等を記載したマニュアルを作成し、事前に発注者の了解を得ること。

イ 発信番号は着信時に表示されるよう設定すること。

ウ 架電業務の実施場所については、受注者において用意すること。

エ 勧奨時期については発注者と受注者の協議の上決定する。

オ 電話回線および機器は、受注者の負担で受注者がすべて用意するものとし、電話をかける場所は日本国内からとする。また、通話料についても受

注者の負担とする。

- (7) 次年度健診日程等の周知を目的としたチラシのデザイン作成
- ア 次年度（令和9年度）の健診日程等の周知を目的としたチラシのデザインを作成し、印刷可能な電子データとして発注者に納品すること。
- イ チラシの規格はA3判二つ折（A4仕上がり）とする。A4判で4面（頁）分のデザインをフルカラーで作成すること。
- ウ チラシの内容に関して、発注者に校正の確認をすること。発注者の要望による構成は最大3回とする。
- (8) その他の方法による勧奨
- 通知物の送付および電話以外の方法で勧奨を実施する場合は、事前に勧奨方法等の詳細について説明の上、発注者の承認を得ること。

7 実績報告及び次年度に向けての受診勧奨方法の提案

- (1) 委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率の集計を含む）の統計情報等を作成の上効果検証を実施し、その検証結果について報告書を作成し発注者に報告すること。報告書は書面およびデータで発注者に提供すること。
- (2) 効果検証にあたって必要なデータは発注者から受注者へ直接提供する。
- (3) 上記効果検証などを基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務に有効と考えられる施策について、発注者に提案を行うこと。

8 第三者委託の禁止

本業務は、受注者自身が実施し、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ第三者への書面にての委託を発注者が承認したときは、この限りではない。なお、発注者から承認を受けた場合であっても、再委託の価格は委託料の2分の1を超えてはならない。

9 情報の保護

- (1) 受注者は、本業務（再委託した場合も含む）を通じて知り得た情報は機密情報として扱い、契約の目的以外に利用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、既存及び改ざんを未然に防止するための必要な措置を講ずること。
- (3) 提供されたデータ等は、業務の履行上不要となった時点で発注者へ返還すること。

10 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密及び個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を第三者に漏らしてはならない。契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行のために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添に掲げる「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 その他

- (1) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり定めのない事項については、発注者および受注者が協議して定める。

別表

【発注者が提供するデータ】

	名 称	内 容
1	特定健診関連情報データ	特定健診データ管理システムで出力可能なファイル
2	被保険者データ	受診券整理番号、宛名番号、被保険者証番号、氏名、年齢、住所、電話番号、性別
3	国保資格喪失者データ (勧奨対象除外用)	宛名番号等
4	レセプトデータ	医科レセプト(21_RECODEINFO_MED. CSV) 調剤レセプト(24_RECODEINFO_PHA. CSV) DPC レセプト(22_RECODEINFO_DPC. CSV)
5	その他	その他必要なデータは、別途発注者と協議して決める

※ファイル形式は、xlsx 形式又は csv 形式を基本とする。